

供託手続関係

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

鳥取地方法務局倉吉支局で取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

変更前 (令和6年1月31日まで)		変更後 (令和6年2月1日から)	
金銭	日本銀行倉吉代理店 (山陰合同銀行倉吉支店)	金銭	日本銀行鳥取代理店 (山陰合同銀行鳥取営業部)
振替国債		振替国債	
有価証券		有価証券	日本銀行松江支店

※ 令和6年2月1日以降は、日本銀行倉吉代理店(山陰合同銀行倉吉支店)において納付手続を行うことはできません。

✓ 金銭の供託は、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に出向かずに「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に出向かずにゆうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問合せください。

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町2丁目15

鳥取地方法務局倉吉支局 TEL:0858-22-4108